TOPIC

地域DXの現場から

山梨中央銀行のDXに対する施策 山梨中央銀行 経営企画部

地方創生推進部



山梨中央銀行について

ており、人口は27市町村に約80 はの農産物や特産物をもたらし 山梨県は日本のほぼ真ん中に 埼玉県と隣接し 神奈川県、静 で、 業の発展に取り組み、わが国で 6月に「興益社」をルーツとし てスタートした。 そのような自然豊かな山梨 山梨中央銀行は1874年 山梨中央銀行の取組み 地域の殖産腫

移住者の増加など、 O部横断自動車道など高速交通網 ており、リニア中央新幹線、中 くの地域資源・地域産業を有し 整備も予定され、県外からの 豊かな自然や世界に誇れる多 将来の飛躍

南アルプスなどの高い山に囲ま

梨県は、

富士山や八ヶ岳、

すり鉢のような「盆地」と

万人が暮らしている。 は脈々と受け継がれている。 域経済の持続的成長を願う思い 0年の時を経た今においても地 取組みを実施してきた。約15 取扱いを開始するなど先進的な 初めての貯蓄預金「興産金」の

プロジェクト創出に向けた取組 ヤーとの共感の連鎖から新たな 垣根を越えて、多様なプレイ

今後、関係部とともに所属の

岡県、

長野県、

位置し、東京都、

向けた取組みを開始した。 目指し、地域社会課題の解決に たな価値創出

(=地域DX)を

生活を豊かにしてくれる。

る。これらの自然が山梨ならで なく、晴れの日が多い気候であ くれるので、一年中雨や雪が少 山が海からの湿った風を遮って

を果たし、DXを中心とした新 ブレイヤーのハブとしての役割

山梨中央銀行は地域の様々な

はじめに

われる地形をしている。

高

的発展が期待される。

みを加速させる。

継承」、 地域経済の活力向上」、「DXの かな自然環境の維持と将来への 身の企業価値向上のために、「曹 アリティ(重要課題)を特定し など6つの取り組むべきマテリ 済の持続的成長の実現と当行自 実現と地域社会のデジタル化. 「さまざまな連携強化と

く」を明文化した。 梨から豊かな未来をきりひら 固たるパーパス (存在意義) 「山 わせて、社会における当行の確 く、本中期経営計画の策定に合 、材の活躍や登用を進めるべ また、 様々な価値観をもった

マテリアリティの解決に向 本中期経営計画では、

その思いを受け継ぎ、

地域経

TOPIC

TOPIC

地域DXの現場から

山梨中央銀行 経営企画部 地域DX実践アドバイザー 株式会社グッドウェイ 代表取締役 社長 DX推進を通じた地域経済エコシステムの実践





はじめに

織・事業の変容(DX:デジタ が求められる局面を迎えてい ル・トランスフォーメーション) な変化に適合すべく、ひと・組 の変化、社会と産業構造の急速 到来による人々の行動や価値観 今の時代は、デジタル社会の

きが広がっている。 姿を描き、DX推進の機運を高 た現状と課題の本質を探り、ワ 域社会と企業が抱える複雑化し クワクする豊かな地域の未来の そのようななか、 変革と実践を後押しする動 山梨では地

背景 山梨での活動とその

地域経済エコシステム

地域外の経済主体等とも密接な 関係をもちながら、多面的に連 ぞれの役割を果たしつつ、 政府機関などの各主体が、それ 経済エコシステムと財務局 域の課題と財務局の役割~地域 た。それは「ある地域において、 システム」という言葉と出会っ (注)」のなかで「地域経済エコ 大臣官房地方課が公表した「地 :完関係を構築するとともに、 2019年5月、私は財務省 金融機関、地方自治体、

とで初めて気づき、 社会のリアルな現場に触れるこ るものであり、その実態は地域 地域の特徴や課題によって異な それぞれが奏でるメロディーは ストラ・都道府県が存在するが、 済と見立てると、地域を構成す 道府県・市町村を一つの地域経 されている。その図からは、 携・共創してゆく関係」と定義 には47の個性と特色あるオーケ オーケストラのようにも見える の地域の特性を活かし奏でる る事業者と県民市民による、そ (図表1)。そう考えると、 発見するも 日本

2 山梨県活性化プロジェクト

あった。「山梨活性化サロン」 財務省 関東財務局 甲府財務事 なったのは、2018年12月、 したい等、それぞれの意見や思 んなことをしたい、ここを改善 見が述べられた。それと同時に、 者が一堂に会し、当時のテーマ ブザーバー、財務事務所の関係 では、企業代表者・有識者、 ロン」への参加がきっかけで 務所が開催した「山梨活性化サ での活動を本格化することに 経済効果について」に関する意 山梨をこんなふうにしたい、こ 中部横断自動車道開通に伴う 私が母の出身地である山梨県

今月の解説①

FATF第5次対 人等の透明性向

広島銀行 リスク統括部 マネロン等金融犯罪対策統括室長 公認不正検査士(CFE)・システム監査技術者 山 洋

みの方向性を考察するととも に、法的取極めの悪用事案につ 法人の透明性向上に向けた取組 らなる整備が求められている。 次対日相互審査を展望するとさ 後予定されているFATF第5 質的支配者リスト制度を開始 いて紹介していく。 認・管理の向上は第一歩を記し 透明性に向けた実質的支配者確 し、日本の法人・法的取極めの 2022年1月に法務省が実 しかしながら、本制度は今

するものではないリスト 事実であることを証明

であることを証明するものでは 記載されている内容が事実

といえるものは、

日本では現状

を、本部担当者に問い合わせた。

答えは「実質的支配者の証跡

書面が証跡として有効なのか た。支店担当者は「事実である 依頼を指示されたものであっ 配者に該当する証跡として提出 的顧客管理にてリスクが高い法 全行を挙げて実施している継続 やっと提出してもらったもの。 業の疑いがある取引先から、 この書面は、 行 さく書いてある文字を読み、銀 者リストの写し」の一番下に小 ことを証明するものではない」 人について、本部から実質的支 商業登記所発行の「実質的支配 ト マ マ ト の支店担当者は啞然とした。 顧客から提出された 暴力団フロント企

> というものであった(図表1)。 それしかないのでやむを得ない」 実質的支配者リスト制度

登記所が確認し「実質的支配者 法人の実質的支配者一覧を商業 2年1月に法務省が開始した。 質的支配者リスト制度は202 等が利用することができる、実 に記述し、証跡として金融機関 法人の実質的支配者を公的書面 と認められる自然人等である。 を直接または間接に有している 総数の4分の1を超える議決権 Owner) とは、 実質的支配者(BO:Beneficial 関する法律(犯収法)によると、 犯罪による収益の移転防止に 法人の議決権の

リストの写し」とするものであ

整合的で登記官が確認をすると したとしても、 と確認書類に虚偽の事項を記載 提出する「実質的支配者リスト」 とともに「実質的支配者リスト 虚偽の事項の かで、株式会社が申し出る際に ことによって行われる。このな の写し」を株式会社へ交付する 実質的支配者リストを保管する の申出を行い、登記官が確認 名簿等の確認書類とともに交付 の交付は、株式会社が商業登記 い。そのまま、 所に、当該株式会社が作成した 実質的支配者リスト」と株主 「実質的支配者リストの写し」 「実質的支配者リ 罰則の定めはな 虚偽の書類間が



今月の解説②

電子交換所設立に伴う規則の変更点のポイント

小沢・秋山法律事務所 弁護士 稲田 康男

の証券 手形の交換を実施することとな メージデータの送受信によって 手形の現物を搬送していたとこ を呈示し、支払うべき手形を相 制度は、複数の金融機関が手形 交換所においては人手を介して 済する制度であり、従来の手形 き額と支払うべき額の差額を決 互に交換し、互いに受け取るべ 交換所において手形・小切手等 交換決済を開始した。手形交換 行協会は、電子交換所における 2022年11月4日、 注1)。 電子交換所においてはイ (以下、「手形」という) 全国銀

の点については、 思われる点については、 お 下、「旧細則」という)からの という)および同施行細則 形交換所規則(以下、「旧規則」 細則」という)につき、 および同施行細則(以下、「新 そこで、本稿は、電子交換所規 1ヵ所の定める規則に変わる。 定める規則から、 主な変更点について述べる。な る規律は、 別等の条項を掲載し、 条項の引用にとどめる。 (以下、「新規則」という) 紙幅の都合上、特に重要と 各地の手形交換所の 新旧の規則等 電子交換所 、東京手 新旧の その他 议

参加銀行

1

参加銀行の分類(図表1)

2条1~4号)。 を含む)、決済委託銀行、 ては、加盟銀行 規則3条各号)、新規則におい 関の4分類であったところ 行、 銀行」は、 事業に参加する者である「参加 の3分類となっている 旧規則においては、交換所の 客員、代理交換委託金融機 社員銀行、 (決済受託銀行 準社員銀 (新規則 客員

員銀行という分類が消滅してい 第一に、社員銀行または準社 銀行以外の金融機関のうち

これに伴い、手形交換に関す

3条5項)。 行を担うものとされた その系統中央機関が決済受託銀 協同組織金融機関については、 (新細則

認められている。 り、手形交換を委託する代理交 すべての参加銀行が手形交換に 物を交換する必要がないため、 関という分類が廃止され、 に交換尻決済を委託することは 決済委託銀行として、 直接参加することとなってお 手形交換室に参集して手形の現 ている。電子交換所においては 委託銀行という分類が追加され 換制度は設けていない。一方、 第二に、代理交換委託金融機 加盟銀行

最終点検!

近時の金融行政における AML/CFT 対策を読む

1回

月末に向けて、

金融機関等にお

本連載は、

その2024年3

て求められる対応について、

総論 ~マネロン等管理態勢の整備に向けたポイント~



渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士

吉森 大輔

ところ1年と少し。

日々、

マネ

2024年3月末まで、

だいすけ●2013年弁護士登録、同年長尾敏成法律事務 所入所。19年5月財務省関東財務局理財部金融証券検査官、20年 総合政策局リスク分析総括課専門検査官および同局マ -ンダリング・テロ資金供与対策企画室室長補佐を併任。 22年4月より現職

摘された事項等も踏まえつつ、 課題」 状と課題」という) ネー・ローンダリング・テロ資 の改訂趣旨・内容、さらに、「マ するよくあるご質問」 資金供与対策ガイドラインに関 金供与・拡散金融対策の現状と 本連載では に改訂された「マネロン・テロ 心応のポイントおよび留意点を 一融庁の動向、 (以下、 「FAQ」という) 本連載では 2022年8月 において指 (以下、

次審査を見据え、

金融機関に求

められる対応事項を明確化する

その対応期限を設定し、

そのフォローアップおよび第5

審査

という)

の結果を受け、

[相互審査

(以下、「FATF FATF第4次対

金融庁は、

いう 機関等にとって、 き重要なポイントである。 ゴールではないものの、 0 策に関するガイドライン(以下、 ンダリング及びテロ資金供与対 の高度化に取り組んでいる金融 態勢(以下、「管理態勢」という) 通過点として、 本連載では「マネロンGL」と ン・テロ資金供与リスク管理 24年3月末は、 の対応完了期限である2 確実に対応すべ マネー・ロー 最終的な 一つの

罪を受

けた金融庁の動向

する。 等が整備すべき管理態勢におけ 的見解であり、筆者が所属する・ 見にわたる部分は、 グ、疑わしい取引の届出等) るポイントについて解説して 所属した組織や団体等の見解を られる項目(リスクの特定・ 解説して 示すものではないことをお断り ついて触れていきたい。 第1 なお、 て、 第2回以降、 顧客管理、 金融庁の動向、 回となる本稿 本稿における提案や意 取引モニタリン 具体的に求め 筆者の個人 ば 金融機関 総論と

銀行法務21No.893(2023年1月号)

検査・監督を強化する取組みを

•